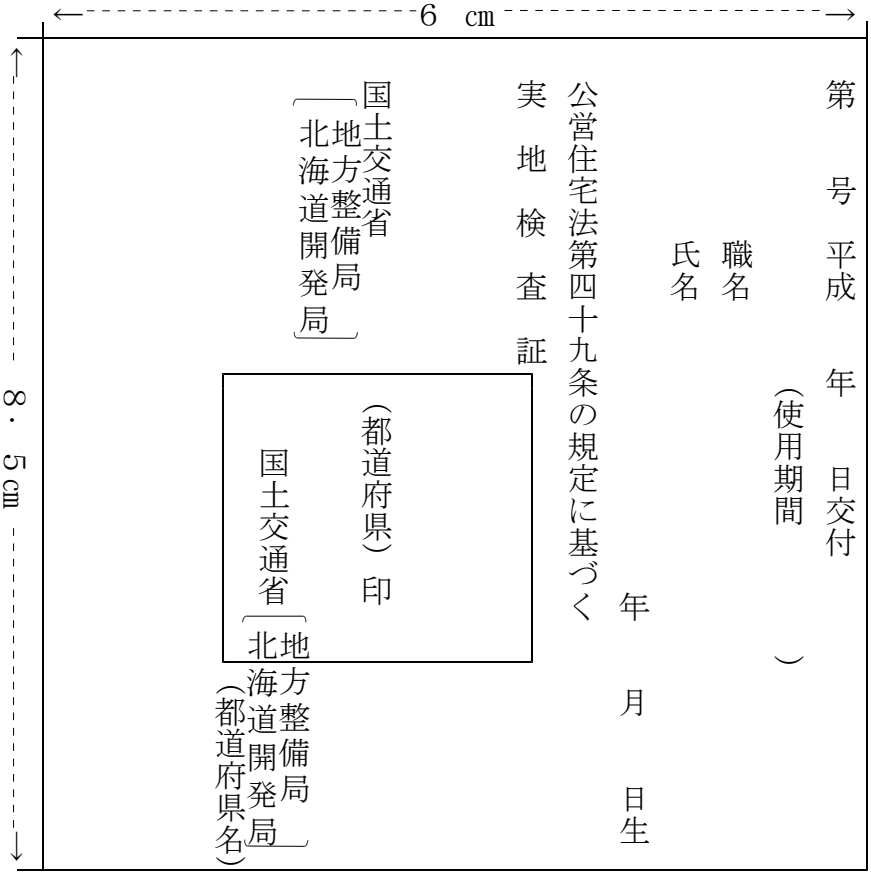
第四号様式（第十九条関係）

表



裏

この標章を携帯する者は、公営住宅法により関係の物件若しくは書類を実地検査する職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

公営住宅法抜すい

第四十九条　国土交通大臣及び都道府県知事は、公営住宅の整備、共同施設の整備並びにこれらの管理及び災害に基づく補修に関し、事業主体に対して報告させ、又は当該職員を指定して、関係の物件若しくは書類を実地検査させることができる。

2　前項の実地検査において、現に居住の用に供している公営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該公営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3　第一項の規定により実地検査に当たる職員は、その身分を示す標章を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。